

令和7年度 徳島地方労働審議会労働災害防止部会議事要旨

1 開催日時等

開催日時 令和8年2月25日(水)午後1時55分～3時06分

開催場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者（各側五十音順）

公益代表委員 稲倉委員 米澤委員

労働者代表委員 川口委員 白石委員

使用者代表委員 織原委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 令和7年労働災害発生状況及び徳島第14次労働災害防止推進計画の推進状況について

【委員から出された主な意見】

- ・令和7年の死亡労働災害を事業場の規模別にみると、労働者数29人以下の小規模事業場で9割が発生している。小規模事業場における労働安全対策の状況を把握するとともに、対策・指導を行っていくことが必要である。
- ・徳島第14次労働災害防止推進計画のアウトプット指標である「50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合」について、令和7年の数値は53%となっているが、徳島の小規模事業場においてストレスチェックがそこまで実施されている実感はない。小規模事業場は、様々な新しい規制に対応するのに苦勞しており、ストレスチェックに取り組んでいる小規模事業場の好事例があれば参考になる。
- ・徳島第14次労働災害防止推進計画のアウトカム指標である「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」について、過去の数値（令和5年22%、令和6年24%）と比べて、令和7年は3.3%と大きく減少している。事務局の説明によれば、これは、昨年の部会での委員の意見を踏まえ、全国のアウトカム指標に合わせて集計項目を変更したこと（過去は企業の割合を集計、令和7年は労働者の割合を集計）によるものとのことであり、過去と令和7年の数値は直接比較はできない点に留意する必要がある。また、労働局の調査に回答した企業における労働者の割合であり、徳島の企業全体の労働者の状況を必ずしも反映する数値ではない点に留意する必要がある。
- ・高年齢労働者が増加しており、その労働災害防止対策が必要である。安全対策について高年齢労働者に対し直接情報発信することも重要である。
- ・建設現場では個人事業主が多く働いているが、元請事業場と異なり、安全な機械や道具を準備できていない場合があるので、個人事業主の安全対策

に着目した取組も必要である。

(2) 令和8年度行政運営方針案（安全衛生施策）について

【委員から出された主な意見】

- ・ 労働安全衛生法の個人事業者等に関する令和7年改正部分について詳しく説明してもらいたい。
⇒事務局から法改正の概要資料を用いて説明し、理解を得た。
- ・ 労働安全衛生法の個人事業者等に関する令和7年改正に対応するために、個人事業者等が安全な機械や道具を準備する場合の費用負担主体や、安全教育実施などの責任関係について教えてほしい。
⇒事務局から考え方を説明。個人事業主等の中には立場が弱い方々がいることについて認識が共有された。
- ・ (労働者の行動に起因する行動災害が増加している状況をみると) 労働者自身も安全を意識する必要がある。
- ・ 労働安全衛生法の本来の趣旨である死亡災害をなくす、危険個所をなくすため、事業者に対する指導をしっかりと行っていくとともに、法律改正については分かりづらいところもあるので、周知啓発についても、関係機関とも協力して進めていただき、労働災害が少ない安心安全な徳島を目指していただきたい。

(3) 部会としての結論

- ・ 事務局の説明に対し、令和7年度の労働安全衛生の取組状況は概ね評価でき、令和8年度の労働安全衛生施策の取組方針について了承された。